

大阪市告示第1282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月28日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

特別用途地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

（国際観光地区A地区、国際観光地区B地区）

大阪市此花区夢洲中一丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）